



三条防災ステーション周辺が 「都市・地域再生等利用区域」に指定！

～ 市民の癒やしと憩いの場として河川敷地の多様な利用が可能に ～

この度、北陸地方整備局は、三条市からの要望を踏まえて、河川敷地
占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行います。

三条市では、広大な河川空間に広場や水辺、防災意識向上のための学
習や体験ができる水防学習館がある三条防災ステーション周辺の利活用
について、検討してまいりました。

今回の区域指定により、占用主体である三条市が民間事業者等と使用
契約を結ぶことで、オープンカフェや売店など、店舗の営業やイベント
の開催が可能となります。

区域指定にあたり、三条市への指定書の交付を下記のとおり行います。

記

- 1 日 時 平成28年9月16日（金）9時45分～
- 2 場 所 三条市役所 三条庁舎3階 第1会議室
（三条市旭町2丁目3番1号）
- 3 内 容 北陸地方整備局河川部長から三条市長へ区域指定書を交付
- 4 その他 都市・地域再生等利用区域については、添付資料を参考と
してください。

【同時配布先】

県政記者クラブ、
新県政記者クラブ
新潟市政記者クラブ、
新市政記者クラブ
三条市政記者クラブ

【問い合わせ先】

※都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省 北陸地方整備局河川部 水政課長 いちかわ 市川 祥夫

電話 (025) 370-6767

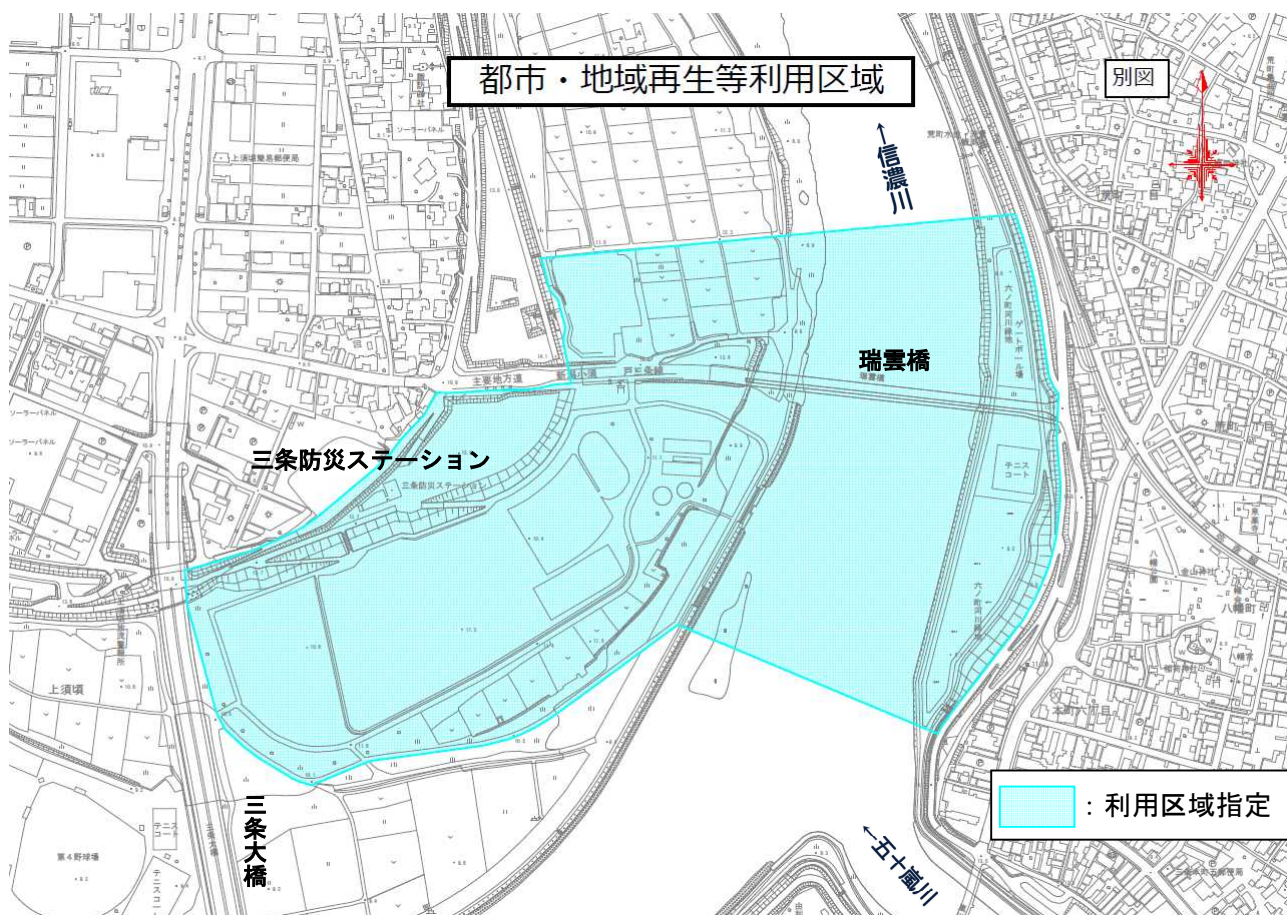
FAX (025) 280-8956

※三条市への取材等について

三条市経済部営業戦略室 観光係長 ひぐち 樋口 達雄

電話 (0256) 34-5605（直通）

FAX (0256) 36-5111

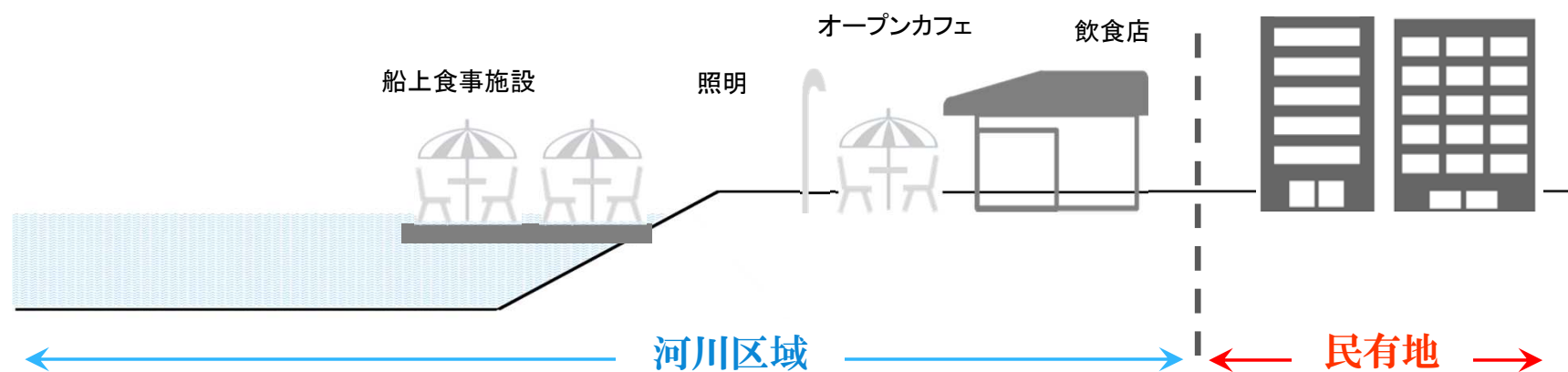


都市・地域再生等利用区域の制度概要

民間資本等による地域の核となる賑わい空間創出の取組(占用許可準則の緩和)

【H23.3準則改正】
河川占用許可
柔軟化

▼条件「都市・地域再生等利用区域指定」
全国で民間事業者の企業活動(商売)が可能に！



これまで

占用施設

公園、運動場、橋梁
送電線など公共的なもの

占用主体

地方公共団体・公益事業者

「都市・地域再生等利用区域」に指定

占用施設

飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明
船上食事施設など

占用主体

公的主体、民間事業者

(平成23年3月 河川敷地占用許可準則 改正)

【河川敷地占用許可準則】

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二

- 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定することができる。
- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下「都市・地域再生等占用主体」という。)を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一. 広場

二. イベント施設

三. 遊歩道

四. 船着場

五. 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)

六. 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七. 日よけ

八. 船上食事施設

九. 突出看板

一〇. 川床

一一. その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)

- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一. 第六に掲げる占用主体

- 二. 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三. 営業活動を行う事業者等

- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。)をしようとするときは、**あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。**

- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより**治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。**

- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

三条防災ステーション周辺の利用状況



“三条凧合戦”



“信濃川下流
水防・防災フェスタ”



広場や水辺など広大なロケーションに、防災意識向上のための学習や体験が出来る水防学習館などがある三条防災ステーション周辺では、普段もイベントを開催し、市民の憩いの広場として活用されているが、行政との共催イベントだけではなく民間活力導入により、さらなる賑わい創出の展開を目指す。



“TV企画での
イベント”

